

沖縄県迷惑行為防止条例施行規則

発出年月日：平成19年 8 月10日
文書番号：沖縄県公安委員会規則14
公表範囲：全文

改正 前略・・・平成30.10公規則 6

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県迷惑行為防止条例(昭和50年沖縄県条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第4項の規定による命令)

第2条 条例第4条第4項の規定による命令は、命令書(様式第1号)により行うものとする。

(条例第4条第5項の公安委員会規則で定める地域)

第3条 条例第4条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表の左欄に掲げる市町村の区域のうち、同表の右欄に掲げる区域とする。

(条例第4条第6項の規定による命令)

第4条 条例第4条第6項の規定による命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。

(条例第7条の規定による指示)

第5条 条例第7条の規定による指示は、指示書(様式第3号)により行うものとする。

(条例第8条の規定による事業の停止の命令)

第6条 条例第8条の規定による事業の停止の命令は、事業停止命令書(様式第4号)により行うものとする

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月28日沖縄県公安委員会規則第12号)

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(平成30年10月31日沖縄県公安委員会規則第12号)

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

市町村名	区域
那覇市	松山1丁目、松山2丁目、久茂地2丁目、前島2丁目、前島3丁目、若狭2丁目、若狭3丁目及び久米2丁目

様式第1号～4号 省略